

■令和6年度 苦情申出処理結果

申出番号	第6-4号
申出の趣旨	ハラスメントに対する適正な措置が行われることについて
処理結果	豊中市教育委員会事務局及び豊中市立中学校の対応について、委員会での調査及び審議の結果、「職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」に違反する対応があったとは、認定できませんでした。したがって、委員会から豊中市教育委員会事務局及び豊中市立中学校に対して助言、調整、あっせん、勧告又は意見表明を行う必要は認められないと判断します。